令　和　７　年　度

文化観光情報発信拠点活用事業
評価報告書

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

目　　次

Ⅰ　評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅲ　評価事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅳ　評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（参考資料１）事業評価に関する要綱

（参考資料２）評価委員会委員名簿

（参考資料３）評価委員会開催実績

Ⅰ　評価の目的

国土交通省東京国道事務所では、新宿駅南口地区において一般国道20号の架け替えと交通結節点の整備、地下歩道の整備により、新宿駅南口前を中心とした「人」優先の安全・安心で快適な歩行者空間を創出すべく新宿駅南口地区基盤整備事業を推進してきました。

この南口基盤整備事業に際して、まちのにぎわい創出や地域の活性化等を目指して、新宿区（以下、区とする）・一般社団法人新宿観光振興協会（以下、協会とする）・事業協力者（以下、事業者とする）により、文化観光情報発信拠点として観光案内所及びイベントスペースが整備されました。国道20号高架下という公共的空間の活用について事業評価を行い、適正な運用、業務改善及びサービス向上を図ることを目的としています。

今回は、事業者が昨年度に実施した事業実績（イベントスペース及び案内所付帯設備の運営、事業収益による地域貢献及び収益還元に関する事業）に対する事業評価を実施いたしました。

（参考）経緯

平成27年 2月23日	区が公開型プロポーザル方式により事業者募集
平成27年 4月27日	区によるプロポーザル審査会実施
平成27年 5月 8日	事業者が株式会社ルミネに決定
平成28年12月 9日	イベントスペース（飲食店 サナギ新宿）オープン
平成28年12月10日	新宿観光案内所 オープン
平成30年10月 6日	新宿ラッキースポット オープン
令和 8年 2月24日	飲食店 サナギ新宿をPUPA イタメシとワインとしてリニューアルオープン

Ⅱ　評価の概要

評価は、「文化観光情報発信拠点活用の事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1　評価者

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

2　評価委員会の構成

有識者	２名
会計士	１名
新宿区	２名
協会理事	２名
合計	７名

3　評価項目

(1)　事業運営に係わること
(2)　公共貢献に係わること
(3)　会計管理に係わること
(4)　収益還元に係わること

4　評価対象

現地視察と会議を実施し、現況および事業実績報告書に基づき事業者が説明を行い、質疑応答により評価を行いました。

5　評価方法

評価項目についてそれぞれに項目を設けて、各評価委員が評価基準により評価を行い、各委員が総合評価として付した点数の平均値に基づき全体評価を決定しました。

Ⅲ　評価事業の概要

1　事業名称　　文化観光情報発信拠点活用事業

2　事業者　　株式会社ルミネ

3　内容

(1)エリアA

①所在地　　東京都新宿区新宿三丁目35番6号

②内容　　イベントスペース、
飲食店「PUPA　イタメシとワイン」

③規模　　921.56㎡

④営業時間　11:00～23:00

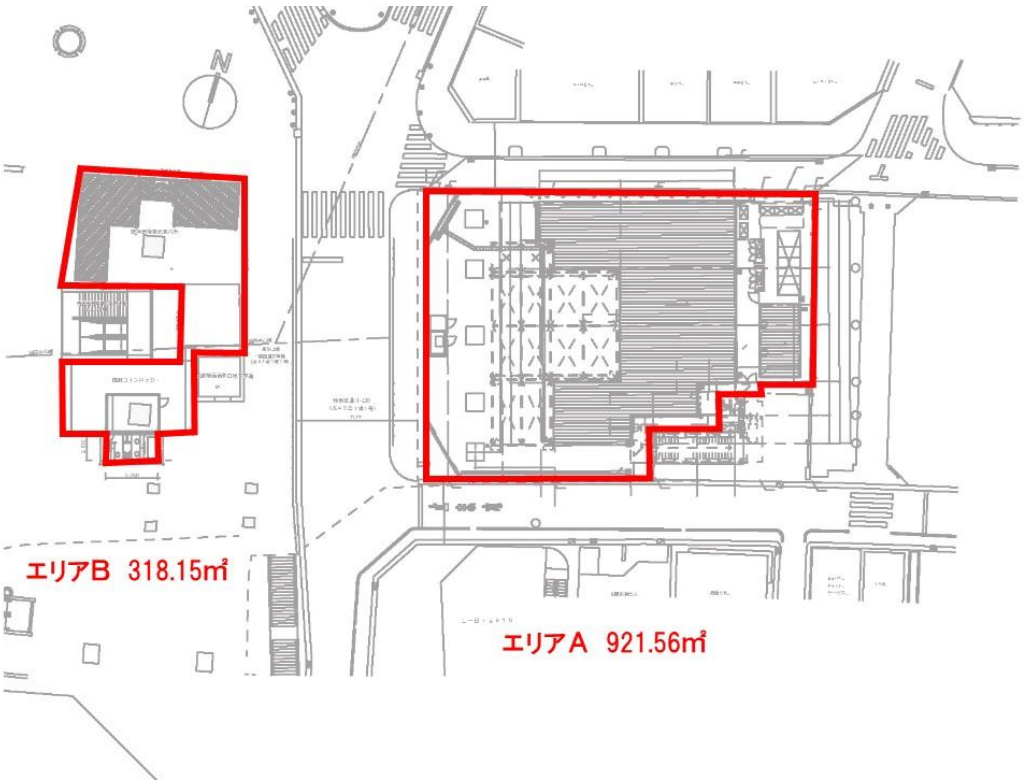
(2)エリアB

①所在地　　東京都新宿区新宿三丁目37番2号

②内容　　観光案内所付帯設備(コインロッカー、ATM、サイネージ、ラッキースポット)

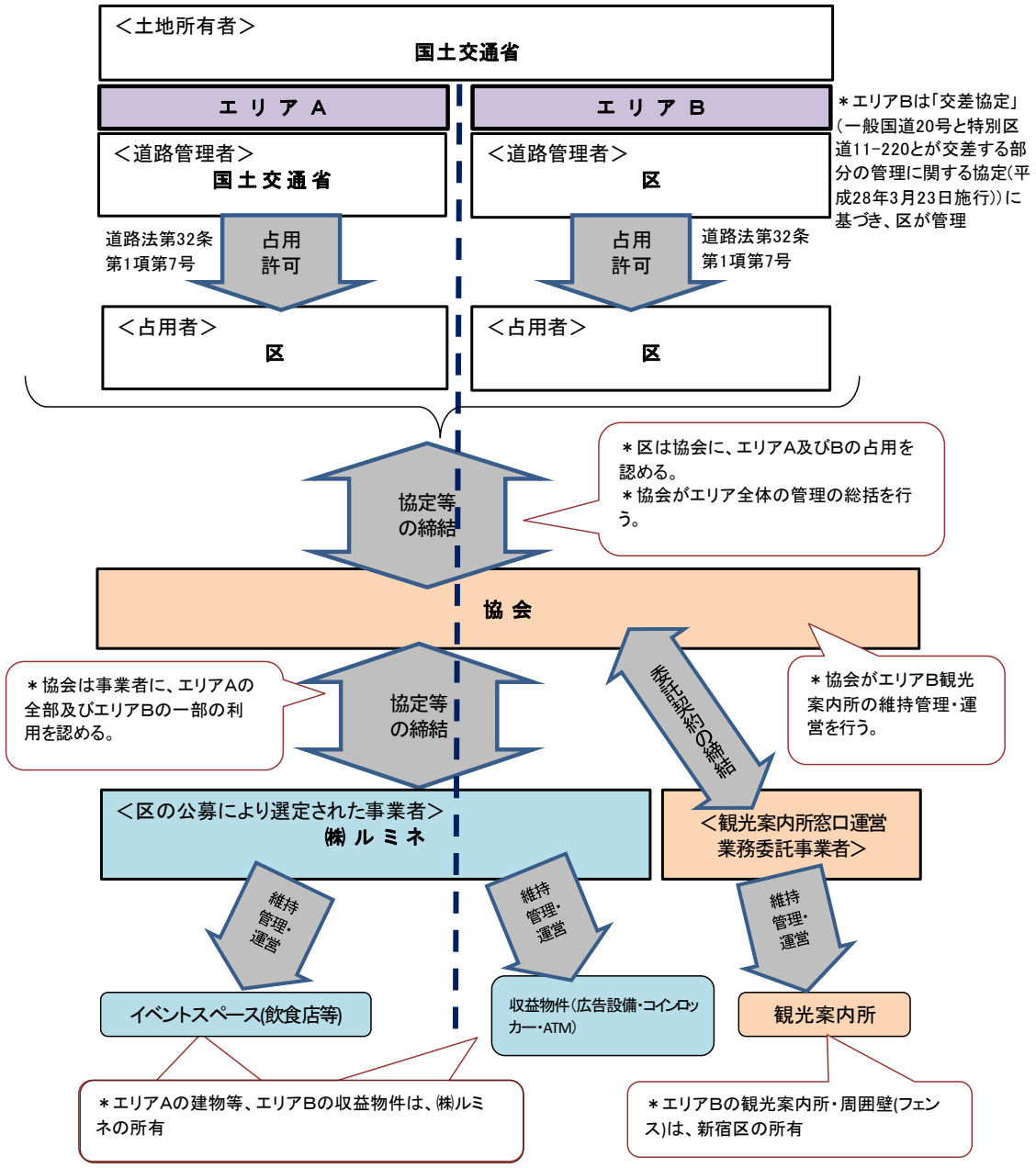
③規模　　318.15㎡

4　全体図



5　事業スキーム

一般国道20号高架下　文化観光情報発信拠点整備・活用事業スキーム図



Ⅳ　評価結果

１ 評価結果

項　　目		評価（平均）
１	事業運営に係わること	4.1
２	公共貢献に係わること	3.6
３	会計管理に係わること	3.6
４	収益還元に係わること	（評価対象外）
総　合　評　価		3.7
全　体　評　価		良

２　評価の見方

（１）個別評価・総合評価

５:優良　　求められる水準を超えて良好であり、特に評価できる点がある。
４：良　　求められる水準を超えて良好である。
３：適当　　求められる水準を満たしている。
２：不足　　求められる水準を満たしていない。
１：要改善　求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

（２）全体評価　「総合評価」欄の数値を下記基準により全体評価として記載

４．５以上　　優良
３．５以上４．５未満　良
２．５以上３．５未満　適当
１．５以上２．５未満　不足
１．５未満　　要改善

３　総評

令和7年度の事業実績は、各評価委員の総合評価の平均値が「3.7」となり、全体評価として「良」と評価しました。

事業者は、来街者の多様化するニーズを的確に捉えながら、着実に事業を実施していたと評価します。

事業運営については、飲食事業でリニューアルに向けた休止期間があり、利益面では減少が見られたものの、その他の事業も含め、状況に応じた改善の取り組みを重ねていたと認めます。

また、公共貢献については、高架下空間の治安・衛生環境を良好に維持し、街のにぎわいづくりに貢献している点を評価します。

会計管理については、着実に収支改善が進んでおり、今後も効果的な取り組みを重ね、早期の収益還元につなげていくことを期待します。

よって、今後も魅力的な文化観光情報発信拠点となるため、以下のとおり、意見を付します。

４　評価所見及び今後に向けて

（１）事業運営

①評価

良：求められる水準を超えて良好です。

②所見

事業は全体的に堅調に推移しており、特にイベントスペースは利用実績・収益が前年を大きく上回るとともに、企業のリピート活用も進み、高く評価できます。飲食については、店舗改装に伴う休止期間の影響から収益が減少しましたが、リニューアルオープン後は、SNSを活用するなどして好調に推移しています。その他の事業についても、料金改定やセットプランの導入など、収益確保に向けた工夫が見られます。

今後も、事業ごとの特性を活かした取り組みを通じて収益の向上を図りながら、高架下空間のさらなる賑わいの創出と利用者の満足度向上に期待します。

（２）公共貢献

①評価

適当：求められる水準を満たしています。

②所見

高架下空間の環境美化に積極的に取り組んでいる点が評価できるほか、迅

速かつ適切な対応・報告を行うことで、良好な環境の維持につながっています。今後も、清掃や橋脚の点検を着実に実施するとともに、路上生活者対応や路上喫煙対策をはじめとする、行政と連携した積極的な取り組みが継続されることを期待します。

（３）会計管理

①評価

適当：求められる水準を満たしています。

②所見

イベントスペースは収益が増加した一方、飲食やサイネージの収益が減少したことにより、全体の収益は前年度を下回りましたが、単年度損益は4年連続で黒字を確保しています。月次管理をはじめ、事業単位でも適正な会計管理に向けた工夫がうかがえ、求められる水準を満たしています。今後もさらなる収益の向上に取り組むことで、早期の収益還元につなげていくことを期待します。

（４）収益還元

①評価

（評価の対象外とします）

②所見

今期は収支状況から実施に至らなかったため、評価の対象外とします。今後、地域や来街者に寄与する収益還元を期待します。

（参考資料１）

文化観光情報発信拠点活用の事業評価に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「一般国道 20 号高架下 文化観光情報発信拠点整備・活用事業の占用方式等に関する協定書」及び「一般国道 20 号高架下　文化観光情報発信拠点に関する協定」に基づき、株式会社ルミネ（以下、「事業者」という。）に関する文化観光情報発信拠点活用に係る事業の評価（以下、「事業評価」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（評価委員会の設置）

第２条　一般社団法人新宿観光振興協会（以下、「協会」という。）は、事業評価を行うため、「文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の設置は年度ごととする。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員７人をもって組織する。

(1)　有識者　　２名

(2)　会計士　　１名

(3)　新宿区　　２名

(4)　協会理事　２名

２　委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は有識者の職にある者とする。

３　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

４　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

５　委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、所定の評価業務が終了した日までとする。

（委員会の開催）

第５条　委員会は、委員長がその議長となる。

２　委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

３　委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（評価の基準）
第６条　次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。
(1)　事業運営に係わること
(2)　公共貢献に係わること
(3)　会計管理に係わること
(4)　収益還元に係わること

（評価方法）
第７条　委員会は、前条の評価を次のとおり行う。
(1)　事業者が提出した事業実施報告書による評価
(2)　事業者に対するヒアリングによる評価

（評価対象）
第８条　委員会が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した業務とする。

（委員会の庶務）
第９条　委員会の庶務は、協会が処理する。

（補則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（参考資料２）

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

委 員 名 簿

	所 属 ・ 役 職 等		氏　名
1	有識者 (委員長)	早稲田大学名誉教授	中川　義英
2	有識者	小田急電鉄㈱ 観光事業開発部長	奥津　聡
3	会計士	公認会計士	阿部　かおり
4	新宿区	新宿区文化観光産業部長	村上　京子
5	新宿区	新宿区みどり土木部長	関口　知樹
6	新宿観光振興協会	新宿観光振興協会理事 新宿 EAST 推進協議会　会長	竹之内　勉
7	新宿観光振興協会	新宿観光振興協会専務理事	島田　治

（参考資料３）

評価委員会開催実績

１　日時
令和８年８月５日（水）

２　開催場所
現地視察：国道 20 号高架下　エリアＡ・エリアＢ
会　　議：新宿区役所本庁舎　第２委員会室

３　出席者
中川委員長、奥津副委員長、阿部委員、
村上委員、関口委員、竹之内委員、島田委員
事業者（事業説明及び質疑応答のため６名）
事務局・関係者（5 名）

４　内容
（１）開会

（２）現地視察・事業者による施設の現況報告

（３）事業者による実績報告

（４）事業説明に関する質疑応答

（５）評価にもとづく意見交換

（６）評価内容まとめ